

大口NEWS



こんにちは。

今年も、もう師走です。時間が経つのは、なんとも早いものです。

今年は、リーマンブラザーズの倒産など、会社にとっても、個人にとっても厳しい1年だったと思います。

このような状況の中、消費者金融などの貸金業者よりお金を借りていた場合に、利息の払いすぎによる過払いが発生している場合があります。今回は、新聞などでもよく取り上げられている「過払金返還請求」についてご説明いたします。

過払金返還請求について

過払金返還請求とは？

過払金とは、貸金業者に返済しすぎているお金です。お金を借りた場合、返済には、「元本と利息」を支払うのが通常ですが、貸金業者の場合、この「利息」の利率が法律（利息制限法）で定められた上限より高いことが多く、そのため返済しすぎることが発生します。

この過払金を貸金業者から返還してもらう手続きが過払金返還請求です。通常、5年以上前から借入れがある場合に、過払金が発生していることが多いようです。また、完済後も取引終了後10年以内であれば、過払金返還請求をすることが可能です。

利息制限法と出資法の金利率の違い

なぜ、貸金業者がこれまで利息制限法に定められている以上の利率で利息を設定できていたのかという疑問があると思います。これは、利息制限法は、下表のとおり利率であるのに対し、出資法の利率の上限は「1年で29.2%」

借入金額	利率の上限
～99,999円	20%/年
100,000円～999,999円	18%/年
1,000,000円～	15%/年

です。実は、利息制限法を守らなくても、罰を与える法律がないためです。そこで刑事罰が課される出資法の「1年で29.2%」のぎりぎりの金利を設定していました。

過払金返還請求は、債務整理を行う際の手続の一つです。借金をいろいろなところでしていることを多重債務といいますが、この多重債務に陥っている方が多くいらっしゃいます。これらの方を救うために、法律に従い借金の整理をすることが債務整理です。

債務整理の方法には、「自己破産」「個人再生」「任意整理」「特定調停」などがありますが、この過払金返還請求は、これら債務整理の中の「任意整理」の一つです。任意整理では裁判所を利用しません。事務所としても昨今は債務整理案件を多く扱っております。なにかございましたら、一度ご相談下さい。

過払金返還請求の手続（一般的な手順）

①受任

受任通知を各貸金業者に送付します。→取立が止まります。

②引き直し計算

利息の払いすぎ（過払い）があるかどうか、どれくらいあるかを正しい利息（利息制限法）で計算します。

→本来の返済額と、実際に返済してきた金額との差がでますので、この差を返還請求します。

③和解金額の交渉

貸金業者に対して過払金の支払い等について和解案を提示します。

④過払返還訴訟金

③で和解が成立しない場合は、過払金返還請求訴訟へ移行します。裁判手続ですが、最終的には、ほとんど和解で決着します。

④過払金の受領

過払金返還請求のメリット

■ 取立がとまる

債務整理（過払金返還請求）を行うと、貸金業者からの取立が止まります。

■ 多重債務を一気に減らすことも可能

過払金返還請求を行うと、貸金業者へ払い過ぎていたお金を取り戻すことができるため、その過払金を、取引期間が短期で過払いにならない取引の借金返済に充てることもできます。

■ 支払いが楽に

過払金返還請求は、債務整理の一つの手段です。法律の専門家が貸金業者と借金の総額や返済期間などを話し合い、利息をつけず元本みの分割支払いとなるよう話し合いを行いますので、今後の支払いが楽になります。

レアなケースとして、1,000万円以上の過払金の返還があり、個人も会社の経営もかなり助かったということもあります。

* 案件のすべてが該当するわけではありません。

☆ 所長 大口の挨拶

本年は、リーマンブラザーズの倒産などこれまで考えられなかったような不安定な経済状況となりました。事務所としても例年にない状況にとまどうこともありましたが、皆様のおかげで1年を無事に終えることができました。ありがとうございます。

また、事務所としてもなんとか皆様のお役に立てるようなことができないかという思いから、この「大口NEWS」を発行いたしました。お蔭様で、ご好評をいただきありがとうございます。まずは、100回を目標に頑張ろうと思っています。

事務所一丸となってますます皆様のお役に立てるよう精進いたしますので、来年もどうぞ宜しくお願いいたします。

☆メリークリスマス！

<本内容についての詳細は、弊所までお問い合わせ下さい>

〒541-0046 大阪市中央区平野町二丁目6番11号 大口司法書士事務所

TEL: 06-6222-6565 FAX: 06-6231-3844 E-mail: ookuchi.step21@bridge.ocn.ne.jp

ホームページ: <http://www//ookuchi-step21.jp>